

返戻金制度

弊社の紹介により求人者が採用した人材（以下「対象者」という）が求人者に入社する前または入社した後、明らかに対象者本人の責により解雇に該当した場合、または対象者本人の都合により入社後 6 ヶ月未満で退職した場合、乙は対象者に関して受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとする。なお、求人者の責による退職、解雇もしくは対象者の死亡など不測の事態による退職の場合、本条は適用されない。

- 1) 対象者が 6 ヶ月未満で退職した場合：紹介手数料の $\{(6 - \text{就業期間 (月数)}) / 6\}$ を返金する。
- 2) 対象者が 6 ヶ月以上就業した場合：返金なし。